

○西宮市立図書館実習生受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立図書館（以下「図書館」という。）が、大学等の養成機関（以下「大学等」という。）からの実習生受入れについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 受入れの対象者は、原則として、司書及び社会教育主事の資格取得を目指す学生とする。

(委託)

第3条 実習生の受入れについては、大学等が西宮市に実習を委託することにより行う。

(委託機関)

第4条 図書館に学生の実習を委託できる大学等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく社会教育主事の資格取得のための教育を行う大学その他の教育機関
- (2) 図書館法（昭和25年法律第285号）に基づく司書資格取得のための教育を行う大学
(条件)

第5条 受入れの条件は次のとおりとする。

- (1) 実習前に、大学等で実習に関する基礎的な指導を十分に受けていること。
- (2) 実習中、大学等の指導教官が、必要な連絡及び指導にあたること。
- (3) 実習中の実習生にかかわる一切の事故は、大学等の責任とすること。
- (4) 受入れを行う図書館の館長の指導監督に従うこと。
- (5) その他、読書振興課長が必要と判断する条件を満たすこと。

(時期及び期間)

第6条 受入れの時期及び期間については、大学等の申込みに基づき、読書振興課長が決定する。

(手続)

第7条 大学等の長は実習を委託しようとするときは、学生の名前、所属・学年、実習期間等を記載した書面（様式第1号）を添えて、西宮市に申し込まなければならない。

2 西宮市は、前項の申込みがあったときは、図書館の業務に支障がなく、受託を適当と認めた場合に限り承諾することができる。

3 前項の承諾は、様式第2号により行うものとする。

(委託契約)

第8条 西宮市が実習の受入れを承諾したときは、西宮市長と大学等の長が実習委託に関する契約を締結するものとする。

(契約書)

第9条 前条の契約書の内容は、様式第3号のとおりとする。

(委託料)

第10条 前条に規定する西宮市長と大学等の長が締結する委託料の額は、実習生1人1日あたり1,000円とする。ただし、西宮市は大学等の長と協議の上、これを変更することができる。

2 前項に定める委託料のほか、実習に伴い生じた実費相当額を大学等又は実習生より徴収することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は読書振興課長が定める。

付 則 この要綱は令和3年4月1日から実施する。

(様式第1号)

年 月 日

西宮市長 様

実習生受入れ申請書

(名 称) ⑩

(代表者) ⑩

西宮市立図書館実習生受入れに関する要綱第7条の規定により、下記のとおり実習生の受入れを申し込みます。

記

名 前：

所属・学年：

実習期間：

以 上

(様式第2号)

西読振発第 号
令和 年 月 日
(年)

様

西宮市長

印

実習生受入れ通知書

年 月 日付で申請のありました実習生の受入れについては、西宮市立図書館実習生受入れに関する要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、下記のとおり承諾しましたので通知します。

記

1 名 前

2 期 間

3 承諾条件 実習生受入れに当たっては、要綱第8条の規定により、委託契約を締結するものとする。

以 上

(様式第3号)

印紙
(200円)

実習業務委託契約書

〇〇大学(以下「甲」という。)と西宮市(以下「乙」という。)は、甲に在学する学生が西宮市立図書館(以下、「図書館」という。)において行う△△△△△△実習(以下「実習業務」という。)の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、実習業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 実習の期間、カリキュラム、実習学生の総数等は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第3条 委託料は、実習学生1人1日当たり金壱千円として算出した額とする。但し、甲又は実習学生の都合により実習を欠席した場合は、実習業務を行ったとみなすものとする。

第4条 甲は、総ての実習学生が実習を終えた後、前条に定める委託料を、乙の請求に基づき、当該請求の日から起算して1か月以内に支払うものとする。

第5条 乙は第3条に定める委託料のほか、実習実施に伴い生じた実費を別途甲又は実習生に請求することができるものとする。

第6条 甲は実習学生に対し、次に掲げる事項について遵守するよう指導するものとする。

- (1) 実習の際、知り得た個人情報その他の秘密について、これを適切に管理するとともに、その漏洩、紛失、その他不適切な行為を行わないこと。
- (2) 図書館職員の指示に従うこと。
- (3) 関係法令の規定を遵守すること。

第7条 実習中における、実習学生の疾病、障害については、甲の責任において処理するものとする。

第8条 実習学生が故意又は過失によって図書館利用者並びに施設等に損害を与えたときは、甲がその損害を乙に賠償するものとする。

第9条 委託期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。

第10条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

本契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年(年) 月 日

甲 〇〇市〇〇〇町〇番〇号
〇〇大学
学長 〇〇〇〇

乙 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市
西宮市長 〇〇〇〇